

**県中都市計画区域**  
**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**  
**〔県中都市計画区域マスタープラン〕**



美術館通りから郡山市中心市街地を望む

**福 島 県**

# 目 次

<b>1 . 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 ) 対象区域 .....	1
2 ) 目標年次 .....	1
<b>2 . 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1 ) 都市の現状と課題 .....	2
2 ) 都市づくりの理念 .....	4
3 ) 当該都市計画区域の広域的位置付け .....	7
4 ) 保全すべき環境や風土の特性 .....	7
<b>3 . 区域区分決定の有無</b> .....	<b>9</b>
1 ) 区域区分の有無とその理由 .....	9
2 ) 区域区分の方針 .....	10
3 ) 市街化区域の規模 .....	10
<b>4 . 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針</b> .....	<b>11</b>
1 ) 主要用途の配置方針 .....	11
2 ) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 .....	12
3 ) 市街地における住宅建設の方針 .....	12
4 ) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針 .....	13
5 ) 市街化調整区域の土地利用の方針 .....	14
<b>5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針</b> .....	<b>16</b>
1 ) 交通施設 .....	16
2 ) 下水道および河川 .....	18
<b>6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針</b> .....	<b>20</b>
1 ) 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	20
2 ) 市街地整備の目標 .....	20
<b>7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針</b> .....	<b>21</b>
1 ) 基本方針 .....	21
2 ) 主要な公園緑地の配置方針 .....	22
3 ) 実現のための具体の都市計画制度方針 .....	26
4 ) 主要な緑地の確保目標 .....	26

## 1 . 基本的事項

### 1) 対象区域

本区域は、郡山市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町の一部、37,124haである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
県中都市計画区域	郡山市	行政区域の一部	約 27,024 ha
	須賀川市	〃	約 7,800 ha
	鏡石町	〃	約 2,300 ha
合 計	2市1町		約 37,124 ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準として概ね20年後の平成32年を目標年次と定める。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化などに対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### 広域的な視点からみた課題

本区域を構成する郡山市、須賀川市、鏡石町は、奥州街道の宿場町として栄えた。江戸時代に、須賀川市は、米、塩をはじめ岩瀬・田村地方で生産された馬や絹など多様な物資が流通する商人のまちとしてにぎわった。明治時代になり、安積疏水や羽鳥用水が整備されたことにより、本区域の農業の生産性が飛躍的に向上し、2市1町の基礎を築いた。また、明治から昭和初期にかけて、本区域は一般国道4号や49号などの道路網、JR東北本線や磐越東線・西線、水郡線などの鉄道網の整備が進んだことにより、交通の要衝として商業が発展した。現在では、県中地域生活圏の顔としての役割を担っている。

東北縦貫自動車道、東北新幹線をはじめとする南北交通軸、磐越自動車道など日本海側から本区域を通り太平洋岸のいわき地域生活圏へ至る東西の交通軸、本県の空の玄関である福島空港など広域交通基盤が形成されており、さらにコンベンション機能を持つビッグパレットふくしま、地域医療を担う主要な医療機関、大学、流通業務団地などの高次な都市機能が集積している。

今後も、福島空港の利用促進のためのユニバーサルデザインの導入、駐車スペースの拡充や空港へのアクセス道路を充実し、アジア・太平洋地域をはじめとした世界各地、北東北、日本海側、いわき地域生活圏などとの広域的な連携の強化を図ることにより、本区域の活性化を図る必要がある。

また、産業、教育、文化、医療、流通などの高次な都市機能のさらなる集積を図り、県中地域生活圏の中心拠点としての機能を高めていくことが必要である。さらに、本区域の中心部においては、周辺市町村に対し、県中地域生活圏の顔として、にぎわいと多様性を提供できる都市空間を形成する必要がある。

#### 土地利用に関する課題

本区域は、南北に郡山市、須賀川市、鏡石町の市街地が広がっている。本区域の人口はこれまで増加傾向で推移し、平成12年は約38万人となっている。これまでは、増加する人口に対応して、優良な農地に配慮しつつ、市街化区域を拡大してきた。今後もしばらくは緩やかな増加傾向を示すものと推測されるが、将来的には日本の総人口の推移と同様に減少に転じると見込まれる。中心市街地においては、郊外型店舗の増加などによる中心部の空洞化の進行に加え、工場の郊外移転により、未利用地が発生している。また、工業地域及び工業専用地域においては、計画どおりに工場の立地がなされていない地区があるほか、工場と住宅が混在する地区がある。

人口減少社会の到来を視野に入れ、土地利用の誘導方策の見直し検討など、市街化区域内の土地の有効活用をなお一層推進することにより、まとまりのある市街地の形成を図る必要がある。

また、市街化調整区域の安積疏水や羽鳥用水などによってうるおされる優良な農地の保全に努めることにより、都市と農村の適正な調和を図る必要がある。

### 都市施設に関する現状と課題

本区域の広域交通の利便性は、東北縦貫自動車道、磐越自動車道、福島空港などの整備により、飛躍的に高まっているが、都市内の一般国道4号や49号などの主要幹線道路の一部で朝夕に交通混雑が発生するなどの問題を抱えている。そのため、都市内交通を円滑に処理するための道路ネットワークの形成、及び公共交通機関の利用促進などを図ることが必要である。

本区域においては、近年の異常降雨時に阿武隈川や釈迦堂川などで洪水災害に見舞われている。今後は、安全に暮せる都市環境の形成を図るために、災害発生の危険性が高い河川の整備を自然環境に配慮しつつ推進するとともに、流域貯留や地下浸透などの総合的な治水対策を推進する必要がある。また、土砂崩れの要因となる大規模な地形の改変を抑制する必要がある。

さらに、災害時などの被害の拡大を防ぐため、避難場所となる公園や救急病院への輸送路などの整備、建物の不燃化などを進める必要がある。

市街化区域内を中心に、下水道の整備が進められており、今後も水環境の保全と良好な居住環境の形成を図るために、引き続き下水道などの整備を推進する必要がある。

誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、時代に対応する都市施設の整備に努める必要がある。

### 市街地開発事業に関する現状と課題

市街化区域内においては、郡山南拠点土地区画整理事業や郡山駅西口再開発事業をはじめとして、市街地内での再整備が図られている。また、市街化区域縁辺部においては、土地区画整理事業などにより、良好な住宅地の提供が図られている。

今後も、多様化する都市居住者のライフスタイルや居住環境に対する需要に対応した居住環境を提供するため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業などを推進する必要がある。

工業、研究、流通に関しては、郡山西部第二工業団地、南部工業団地、鏡石南部第一工業団地、郡山流通業務団地などの整備が実施されている。

### 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、奥羽山脈や阿武隈高地に連なる山々に囲まれ、さらに阿武隈川をはじめ釈迦堂川や逢瀬川などの大小様々の河川が流れており、水と緑に囲まれた良好な都市環境及び景観を形成していることから、今後もこれらを維持するため、山々の緑や水環境の保全を図る必要がある。

本区域には、開成山公園、逢瀬公園、翠ヶ丘公園、鳥見山公園などの地域の特性を有する公園、開拓の歴史を今に伝える麓山の滝などがある。今後も、都市の歴史や自然を活かした個性ある公園づくりを行う必要がある。

市街地の街路などでは電線地中化などを行い良好な都市景観の形成を進めている。今後は、歴史や風土に配慮した都市景観の形成を図る必要がある。また、必要に応じて建物などの高さに配慮し、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、形成の検討を行う必要がある。

本区域は、安積疏水や羽鳥用水などによってうるおされている良好な農地が広がっており、農業が主要な産業となっている。今後も、農業生産力を維持し、さらには農地の持つ災害防止機能、自然環境保全機能などの多様な機能に加え、良好な田園風景などを維持するため、農地の保全に努める必要がある。

## 2) 都市づくりの理念

### 基本理念

# 「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流を育む都市づくり」

福島空港や東北縦貫自動車道などの高速交通体系を活かし、広域的に、人・もの・情報・文化などの多様な交流を育む都市づくり

県中地域生活圏の中心都市として、歴史・風土などに配慮し、わくわく感を抱かせ、まとまりのある都市づくり

都市周辺の安積疏水や羽鳥用水などによるおされたみどり豊かな田園風景を保全し、水と緑がきらめく都市づくり

自然と共生し、子どもから高齢者まで安全で安心して、そこに住みたい都市づくり



J R 郡山駅周辺



フロンティア通り（郡山市）



羽鳥用水（鏡石町）



釈迦堂川（須賀川市）

### 大規模な地形の形質変更に対する考え方

本区域の東部及び西部、北部の山地丘陵は、災害防止の観点から極力保全するものとし、災害発生の要因となる大規模な地形の変更は行わないことを基本とする。

自然を活かした学習及びレクリエーションなど交流の場を形成する場合は、自然の地形や植生を十分に活かした地形の形質変更にとどめるものとする。

### 隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域の西側は、奥羽山脈に連なる丘陵地によって、湖南地区及び会津地域と隔てられている。また、東側については阿武隈高地によって、田村郡、石川郡と隔てられている。この東西を隔てている山地は、優れた自然環境や水源涵養などの多様な機能を保持しているとともに、それらが市街地の背景として都市の美しさを演出する要素となっていることから、その自然環境の保全に努めることとする。

本区域の北側及び南側とは、比較的平坦な地形で隣接する町村と結びついている。特に、本区域北側の本宮町とは、一般国道4号沿道を中心としてほぼ市街地が連担した状況にある。このため、一般国道4号が南北方向の連携を担う主要な交通軸であることなどを勘案し、周辺の自然環境や営農環境との調和に配慮しながら適正な土地利用規制を行うことにより、市街地としての空間的な結びつきを強めていくこととする。

本区域の南側は、良好な農地が広がっており、隣接する矢吹町とは農地を介して空間的に結びついている。市街地の無秩序な拡大を防止し、まとまりのある市街地の形成を図るため、良好な農地の保全に努めることとする。

### 自然環境の保全に対する価値観

本区域の東部の阿武隈高地に連なる丘陵地、及び西部の奥羽山脈に連なる丘陵地は、優れた自然環境、災害防止機能、緑に囲まれた美しい都市景観の提供など、多様な価値を生活者にもたらしていることから、これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置付け、適正に保全することを基本とする。また、市街地内においては、自然と調和した環境の確立に努めるものとする。

東西それぞれの丘陵地を源とする河川は市街地を東西に流れ、本区域を南北に流れる阿武隈川と合流している。これらの河川については、本圏域をはじめとして、流域全体に関わる貴重な水資源であるとの認識のもと、災害に対する安全性の確保に配慮しながら、水環境の維持と改善に取り組むものとする。

区域内に点在する湖沼は、野生生物の生息地であり、また身近な水辺空間として生活にうるおいを与える資源であるとの認識のもと、その環境の改善や維持を図る。

### 人口配置の考え方

市街化区域内への人口集積を図ることを基本とする。郡山駅周辺及び須賀川駅前から(一)須賀川二本松線沿道などにおいては、民間活力を活用した都心居住を促進し、人口の集積を図る。また、郡山市と須賀川市の市街化区域の縁辺部や鏡石町の市街化区域などにおいては、低層住宅を中心とした住宅の供給を促進し、中心部に比べてゆとりある低密度な人口分布の地区を形成するものとする。

市街化調整区域内の集落については、田・畑と調和した低密度な人口の分布を将来においても維持するものとする。

### **市街地の適正規模に関する考え方**

本圏域においては今後もしばらくは人口増加が続くと見込まれるが、その増加割合は小さくなり、将来的には人口減少に転じるものと見込まれることから、住宅地など需要が大幅に拡大することはないと考えられる。

その一方、都市居住者のライフスタイルの多様化によって、都市中心部の高度な都市機能を享受できる居住環境や、市街化区域縁辺部のゆとりある居住環境など、居住環境に対する需要も多様化している。それらに対応するために、市街地内の地域特性を踏まえ、人口密度の分布に多様性を持たせた土地利用の展開が必要とされる。

そのため、今後の市街地の動向については、人口動向、居住環境に対する需要の多様化、都市基盤整備の効率性などを考慮し、柔軟な対応を図ることとする。

さらに、まとまりのある市街地を形成するため、市街化区域内の高密度な土地利用は、阿武隈川の西側への誘導を図ることが必要である。

また、市街化区域の西側及び南側については、優良な農地が広がっていることから、優良農地の保全に努め、まとまりのある市街地を形成する。

### **農地・農業に関する考え方**

農地については、多様な地域資源を活かした農業生産力を十分に発揮するため、意欲ある担い手への利用集積を進めながら、必要な優良農地の保全を図る。また、農地の持つ災害防止機能、自然環境保全機能など多面的機能の維持・増進のため、適正に保全・管理するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

### **土地利用整序の考え方**

自然環境の保全、農地の保全、都市基盤整備の効率化などの観点から、農地、自然的土地利用、都市的土地利用の区分を明確にし、農地などから都市的土地利用への転用を抑制することにより、都市的土地利用の無秩序な拡大を防止し、まとまりのある市街地の形成を図るものとする。

新たな市街地の供給が必要な場合は、農業に及ぼす影響に留意し、また優良農地が確保されるように配慮する。

市街地内においては、用途地域や地区計画などの適正な運用、道路や公園、下水道などの都市基盤の整備を計画的に行うことにより、安全で快適な市街地の形成を図る。

### **都市防災（市民のリスク分担）の考え方**

人口が集積する地区においては、災害に対する安全性を確保するため、市街地の整備などに当たり、公園などのオープンスペースの確保、避難路の整備などを行うとともに、河川改修、下水道の整備、土砂災害防止対策及び急傾斜地の崩壊防止対策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。また、住民自らの防災意識の向上を図るために、洪水ハザードマップの作成や、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワークとの連携などについて検討する。

### 都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との総合性、一体性に配慮しつつ配置する。

都市施設の配置にあたっては、人口が集積している地区及び将来的に人口の集積を図っていくべき地区に、重点的に行うことを基本とする。市街化調整区域内の集落地区については、集落の生活環境を維持するため、都市基盤施設の整備を推進し、生活利便性や居住環境の向上に努める。

その際、自然環境及び身近な生活環境などに与える影響、農林業との調和に十分な配慮を行う。また、良好な自然環境、地域のシンボルとなっている景観や歴史的な場所などについては、その保全を図ることを基本とし、都市施設の配置を行う。

さらに、すべての人が暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置付け

本区域の郡山については、県中地域生活圏の中心として、産業、教育、業務、文化、医療、流通機能などの高次都市機能を生活圏全体に提供する役割を果たしており、今後とも、新産業の創出や中心市街地活性化を推進し、個性的で魅力ある都市空間の創造を図ることにより、生活圏全体の連携と交流の促進に努める。

須賀川は、郡山と連携し、県中地域生活圏の発展を牽引するとともに、須賀川・岩瀬ブロックの中心として諸機能の集積を図りながら、福島空港の所在地としての地理的優位性を活かし、中心市街地を再生しつつ、都市機能の質的向上を図る。そして、地域住民の意向を尊重し、それぞれの地域の特性を活かした活力ある地域整備に努める。

鏡石は、鏡石駅東側をはじめ、現在の市街地を十分に有効活用した宅地や工業団地の形成を進め、周辺地区の乱開発の防止に努める。

また、本区域の自然環境の積極的な保全を進めるとともに、環境負荷の小さな都市への転換を図る。さらに、田園地域や猪苗代湖、奥羽山脈、阿武隈高地、安積疏水、羽鳥用水など、豊かな水と緑の空間の保全と整備に努める。

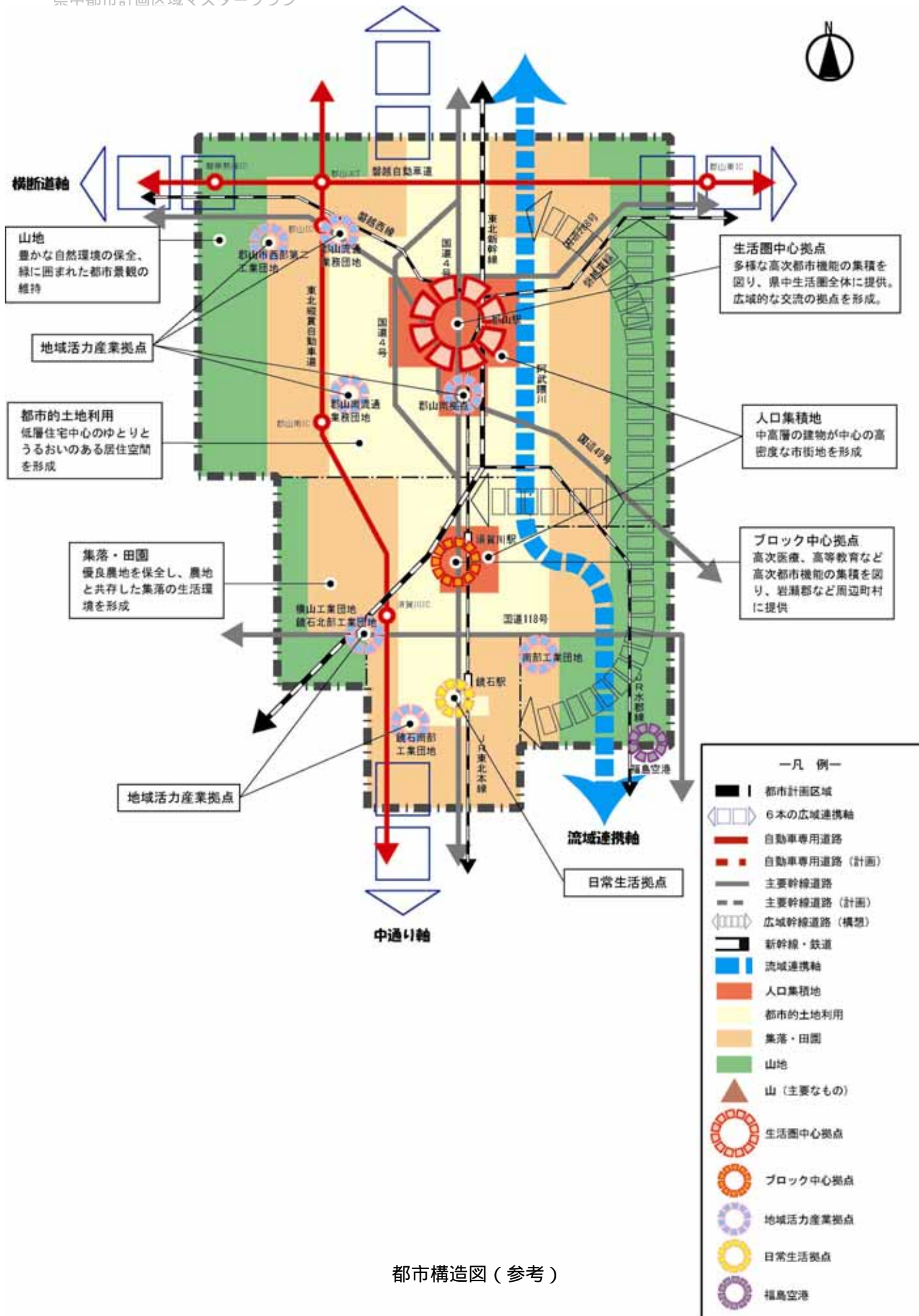
### 4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域東部の阿武隈高地に連なる丘陵地、及び西部の奥羽山脈に連なる丘陵地は、優れた自然環境を有し、野生生物の生息地となるとともに、都市の背景となって緑に囲まれた美しい都市景観を演出していることから、その保全を図ることとする。

さらに東西それぞれの丘陵地を源とする河川は市街地を東西に流れ、本区域を南北に流れる阿武隈川と合流している。これらの河川は、都市内にうるおいを与えると同時に野生生物の生息地となっていることから、その保全に努める。さらに、市街化区域内の河川の整備に際しては、災害に対する安全性の確保に配慮しながら、身近なうるおいの場として、緑地空間や親水空間の整備を行う。

阿武隈川を流域連携軸と位置付け、上下流域が一体となった水環境の保全に向けた取り組みを推進する。

安積疏水や区域内に点在する湖沼・ため池は、本区域が開拓によって成長した歴史を今に伝えるものであり、また、野生生物の生息地ともなっていることから、その環境の整備や保全に努める。



都市構造図(参考)

### 3 . 区域区分決定の有無

#### 1 ) 区域区分の有無とその理由

##### 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定める。

##### 判断理由

本区域の西側は、奥羽山脈に連なる丘陵地によって、湖南地区及び会津地域と隔てられている。また、東側については阿武隈高地によって、田村郡、石川郡と隔てられている。東西に配された山地の優れた自然環境や水源涵養、県土保全などの多様な機能を保全するため、またそれらが市街地の背景として都市の美しさを演出する要素となっていることから、その地形及び自然環境の保全に努めることとする。

本区域の北側及び南側とは、比較的平坦な地形で隣接する町村と結びついている。特に、本区域北側の本宮町とは、一般国道4号沿道を中心としてほぼ市街地が連担した状況にある。本区域北側の空間的結びつき方については、一般国道4号が南北方向の連携を担う主要な交通軸であることなどを勘案し、周辺の自然環境や営農環境との調和に配慮し適正な土地利用規制を行うことにより、市街地としての空間的な結びつきを強めていくこととする。

本区域の南側は、良好な農地が広がっており、隣接する矢吹町とは農地を介して空間的に結びついている。今後も農地の保全を図り、市街地の無秩序な拡大を防止するため、区域区分の導入が必要である。

本区域においては今後も人口増加が続くと見込まれているが、その増加割合は小さくなり、将来的には人口減少に転じるものと予想され、市街地規模拡大の必要性は低いと考えられる。

その一方で、ライフスタイルの多様化によって、高度な都市機能を楽しむ都市中心部への居住に対する需要に加え、都市機能を楽しみながらもゆとりある居住環境を求める需要も強まっており、市街地縁辺部などにおいては、低層住宅を中心としたゆとりある居住環境の供給が進んでいる。

そのため、市街地内の地域特性を踏まえつつ、人口密度の分布に多様性を持たせた土地利用の展開が必要とされている。しかしながら、これによって市街地縁辺部に低密度な市街地が無秩序に拡大しないようにするために、土地利用の規制を図る必要がある。

また、市街化区域の周辺部は、優良な農地が広がっており、これらの区域は、市街化調整区域に加えて、農業振興地域の整備に関する法律によって規制されている。その中でも農用地区域に指定されている農地が多いことから、優良な農地の保全が図られている。今後も農地の保全を図るために、同法による規制が必要である。

以上の理由により、県中都市計画区域においては、区域区分を定めることとする。

## 2) 区域区分の方針

### 市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム

#### ア. 概ねの人口

本区域における将来の人口は、次のように想定する。

	平成 12 年	平成 22 年
都市計画区域内人口	約 382 千人	396 千人
市街化区域内人口	約 306 千人	317 千人

市街化区域内人口は、保留された人口を含むものとする

#### イ. 産業フレーム

本区域における産業の規模は、次のように想定する。

		平成 12 年	平成 22 年
工業出荷額 (億円)		11,299	13,188
卸小売販売額 (億円)		18,713 (H11)	21,060
就業者数 (人)		206,700	212,100
種別	第一次産業 (人)	13,700	8,400
	第二次産業 (人)	61,300	58,400
	第三次産業 (人)	129,800	145,300

分類不能含む

### 市街化の方針

本区域においては、今後も人口増加が続くと見込まれているが、その割合は小さく、さらに将来的には人口は減少に転じると見込まれることから、現行の市街化区域を維持することを基本とする。

ただし、都市の利便性と緑に囲まれたゆとりある居住環境の形成を図るため、市街地縁辺部において、優良な農地の確保を図りつつ、土地区画整理事業などにより都市基盤の整備を図り、低層の建物を中心とした新たな住居系の市街地の確保を図ることとする。

また、市街化調整区域内に開発された住宅団地における良好な居住環境を維持するため、必要な規制・誘導を行う。

## 3) 市街化区域の規模

概ね 10 年後の市街化区域の規模を次のとおりとする。

	平成 13 年度告示面積	平成 22 年
市街化区域の面積	約 8,719 ha	約 8,719 ha

(注)平成 22 年の市街化区域面積には、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積は含まないものとする。

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### 商業業務地

##### ア. 中心商業業務地

郡山市の JR 郡山駅周辺、一般国道 4 号や (一) 河内郡山線沿道、須賀川市の JR 須賀川駅前及び (一) 須賀川二本松線沿道、一般国道 4 号沿道は、商業業務地として位置付け、一層の機能の集積を促進する。

特に JR 郡山駅周辺の地区は、郡山市をはじめとする県中生活圏の広域交流拠点として、西口地区の再開発事業の推進や東口地区の土地利用の再編などを推進し、商業業務機能のほか、文化機能やレクリエーション、遊びなどが楽しめるアミューズメント機能など、時代の要請や住民ニーズを的確にとらえた新たな都市型産業などの集積を促進する。

また、ビッグパレットふくしまを核とする郡山南拠点地区については、商業業務拠点としてコンベンション機能の充実や商取引のセンター機能、業務機能などの立地誘導に努め、JR 郡山駅周辺地区を補完する副次拠点としての形成を図る。

JR 須賀川駅から (一) 須賀川二本松線沿道に広がる須賀川市の中心商店街は、古くから須賀川市及びその周辺の地域の歴史・文化の中心地として栄え、現在も引き続き須賀川市のシンボリックな空間として重要な役割を担っている。今後も商業業務拠点として、定住化による人口集積の促進を図りながら、より一層地域に密着した商業地域として形成する。

##### イ. 一般商業業務地

郡山市や須賀川市、鏡石町の郊外型住宅地における、現在の商業系用途地域や主要な交通軸上の地区などは、日常的な購買需要に応えるとともに、日常生活を支えるサービス機能や一定の業務施設を導入し、生活の利便性の向上に努める。

##### ウ. 観光・レクリエーション拠点

郡山市の熱海の温泉周辺は、観光・宿泊・飲食・レクリエーション機能などを中心とし、広域の観光やコンベンション需要、各種スポーツ活動に応える拠点を形成する。

須賀川市の牡丹台公園を中心に観光・レクリエーション機能の集積を図り、観光・レクリエーション拠点を形成する。

#### 工業・研究生産流通用地

大規模な工場の集積が進んでいる既存の工業団地は、広域的条件、時代の潮流に対応し、その機能を拡充及び更新し、操業環境の維持に努める。

工業専用地域のうち、立地が遅れている大規模な用地は、基盤整備を積極的に推進し、新規立地企業の誘致や住居系用途地域内に混在する中小工場の移転を誘導する。また、住居系、商業系などの工業系以外の建物の立地が進んでいる地区においては、周辺の土地利用との整合を図りつつ、工業以外の土地利用への転換を図る。

高速道路の各インターチェンジ周辺などには、流通業務地を配置する。流通業務団地や総合地方卸売市場などの既存機能の高度化を進めるとともに、国際的な物流機能も合せ持つ広域的な物流基地や福島空港を介して諸外国との文化の交流や特産品の売買などが行われる産業・交流拠点を形成する。

## 住宅地

### ア．都市型住宅地

JR 郡山駅周辺、及び須賀川駅前から南町は、商業業務機能、福祉・医療機能などとの複合化や土地の高度利用を図るため、都市的利便性の高い、中高層住宅が主体の住宅地を形成する。

### イ．低層型住宅地

都市型住宅地の周辺は、緑や水辺空間などが整備された、低層住宅が主体の住宅地として整備し、ゆとりとうるおいのある質の高い居住空間の確保を推進する。

### ウ．工業商業共存型住宅地

現在の準工業地域・工業地域で住宅と工場、店舗、事務所が併存している地区（郡山市富久山町、日和田町、富田町、安積町、須賀川市安積田地区、卸町・大袋地区）は、職住が近接し利便性が高い工業商業共存型住宅地と位置付け、地域の状況に応じた土地利用などの規制・誘導を行うことにより、今後住居系・商業系・工業系用途の共存の中で居住環境の改善を図ることとする。また、富久山地区の工業専用地域については、工業機能の高度化を推進し、敷地内緑化や用途純化に努め、住工共存型の市街地としての整備を検討する。

また、鏡石町の境地区においても、住居系と工業系・商業系が共存できる居住環境の形成を図る。

郡山インターチェンジ周辺及び郡山南インターチェンジ周辺の準工業地域のうち、郡山トラックターミナル、郡山流通業務団地・郡山南流通業務団地は、流通業務系用途の集積を図り、その他の地区は、工業・業務と住宅の共存型住宅地としての誘導を図ることとする。

## 2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

郡山市の中心商業業務地については、県中地域生活圏の中心拠点として土地の効率的な利用に努めることにより、都市機能の集積を図る。また、郡山市の中心商業業務地に隣接する地区及び須賀川市中心部の商業業務地については、中層の建物の立地を誘導し、住環境と調和した土地利用を誘導する。市街化区域内の郊外型住宅地については、緑や水辺空間といったゆとりとうるおいのある土地利用を図るために、低層の建物を中心とした低密度な土地利用の誘導を図る。

## 3) 市街地における住宅建設の方針

都市型住宅地の中でも中心商業業務地に近接する地区においては、市街地再開発事業や優良建築物整備事業などにより、主に中高層の住宅地の供給を図ることとする。都市型住宅地のうち、その他の地域は、市街化の状況に合わせて、土地区画整理事業又は市街地再開発事業などの導入により、中層及び低層住宅の供給を図るものとする。

低密度な土地利用の誘導を図る住宅地においては、土地区画整理事業など良好な開発手法などにより、ゆとりとうるおいのある低層の住宅地の供給を図るものとする。

#### 4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

##### 土地の高度利用に関する方針

郡山駅前周辺を中心商業業務地は、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などにより、建築物の更新を促進するとともに、歩行者空間の整備、駅前広場、駐輪場などの公共施設の整備を促進し、周辺の土地利用と調和を図りながら、土地の合理的かつ健全な有効利用を図る。

##### 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業系用途地域のうち、住居系、商業系の建築物の立地が進んでいる区域は、土地利用の推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備や面的整備などの状況を踏まえ、必要に応じて適切に用途地域などの見直しを図るものとする。その際、周辺の土地利用との整合を図るとともに、その土地利用計画の実現をより確実にする施策を講じるものとする。

##### ア．工業商業共存型住宅地の形成に向けた転換

郡山市富久山町、日和田町、安積町、横塚、向河原町、昭和などは、現在準工業地域又は工業地域が指定されているが、今後は住宅と工業、商業業務が調和した住宅地へと土地利用の誘導を図る。また、郡山インターチェンジ周辺の郡山トラックターミナル及び郡山流通業務団地、郡山南流通業務団地を除く、商業地域、準工業地域が指定されている地区については、職住が近接し、利便性が高い住宅、工業、業務系の利用が共存した地区として誘導することとする。

そのために、用途地域の変更や地区計画の策定、さらに下水道の整備拡充による産業汚水処理への対処、緩衝緑地の整備などにより、良好な住環境の形成に努める。

##### イ．住居系への転換、純化

須賀川市の森宿安積田、滑川東町、昭和町、仲の町、古河は、工業地域が指定されているが、住居系の土地利用の割合が多くなっていることから、今後は住宅地としての土地利用へ転換を検討する。

そのため、必要に応じた用途地域の変更や地区計画の策定などを検討するとともに、都市基盤が未整備となっている地区については、土地区画整理事業などの導入を検討する。

##### 居住環境の改善又は維持に関する方針

都市型住宅地の中でも、細街路や公園などが未整備の地区においては、安全性及び快適性の向上を図るために、市街地の状況に合わせ、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画など効率的な手段を選択し、都市基盤の整備を行う。

工業混在型住宅地については、用途地域の変更や地区計画の策定、さらに下水道の整備拡充による産業汚水処理への対処、緩衝緑地の整備などを行い、良好な住環境を形成する。

土地区画整理事業によって形成された低層住宅地については、その良好な居住環境を維持するため、地区計画や建築協定などの策定を検討する。

##### 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

阿武隈川をはじめとする河川、そして本区域内に点在する湖沼・ため池などの水辺空間は野生生物の豊かな生息空間を形成していることから、水質の改善などを行うことにより、自然環境の保全再生を図る。特に、五百淵、荒池・酒蓋、善宝池などは、今後も風致地区の指定により風致の維持に努めるとともに、地区計画などを導入することにより、より豊かな緑空間の創出に努める。

また、開成山公園、翠ヶ丘公園、県林業研究センターなどのまとった緑地は、市街地にうるおいを与え、また野生生物の生息空間を形成していることから、まとまりのある緑地空間として保全再生を図る。

本区域の歴史を今に伝える歴史的な場所、開成館や上人壇麩寺跡などについては、その歴史的・文化的資源を活かした景観形成を行う。

郡山駅前をはじめとする中心商業業務地については、道路、広場、公園などの整備に合わせ、緑や水辺空間の創出に努める。

## 5) 市街化調整区域の土地利用の方針

### 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の市街化調整区域には安積平野に広がる水田、畑及び樹園地などの優良な農地が含まれている。郡山市では国営、県営及び団体営のかんがい排水事業並びにほ場整備事業などが実施されており、現在は東部の山地部で広大な国営総合農地開発事業などが実施されている。さらに、須賀川市の東部地域において国営総合農地開発事業（母畑地区）が広域的に実施され、北西部地域においてもかんがい排水事業、ほ場整備事業などが実施されている。これらの地域をはじめ、農業生産性の高い集团的農地は優良な農地として保全するものとする。

### 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

洪水や土砂災害等のハザードマップなどを活用し、住民への情報の周知を徹底することなどにより、洪水や土砂災害等の恐れがある区域の宅地化の抑制に努める。

### 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の東部及び西部の山地丘陵部の樹林地は、その優れた自然環境の保全に努めることを基本とする。その上で、自然環境へ配慮しつつ、自然環境や伝統文化、農林業などの地域資源を活用したレクリエーション拠点の形成を図る。

また、郡山市西部の浄土松周辺は自然環境保全法における特別地区に指定され、風致公園として整備されている。今後も優れた自然環境の保全に努める。

### 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

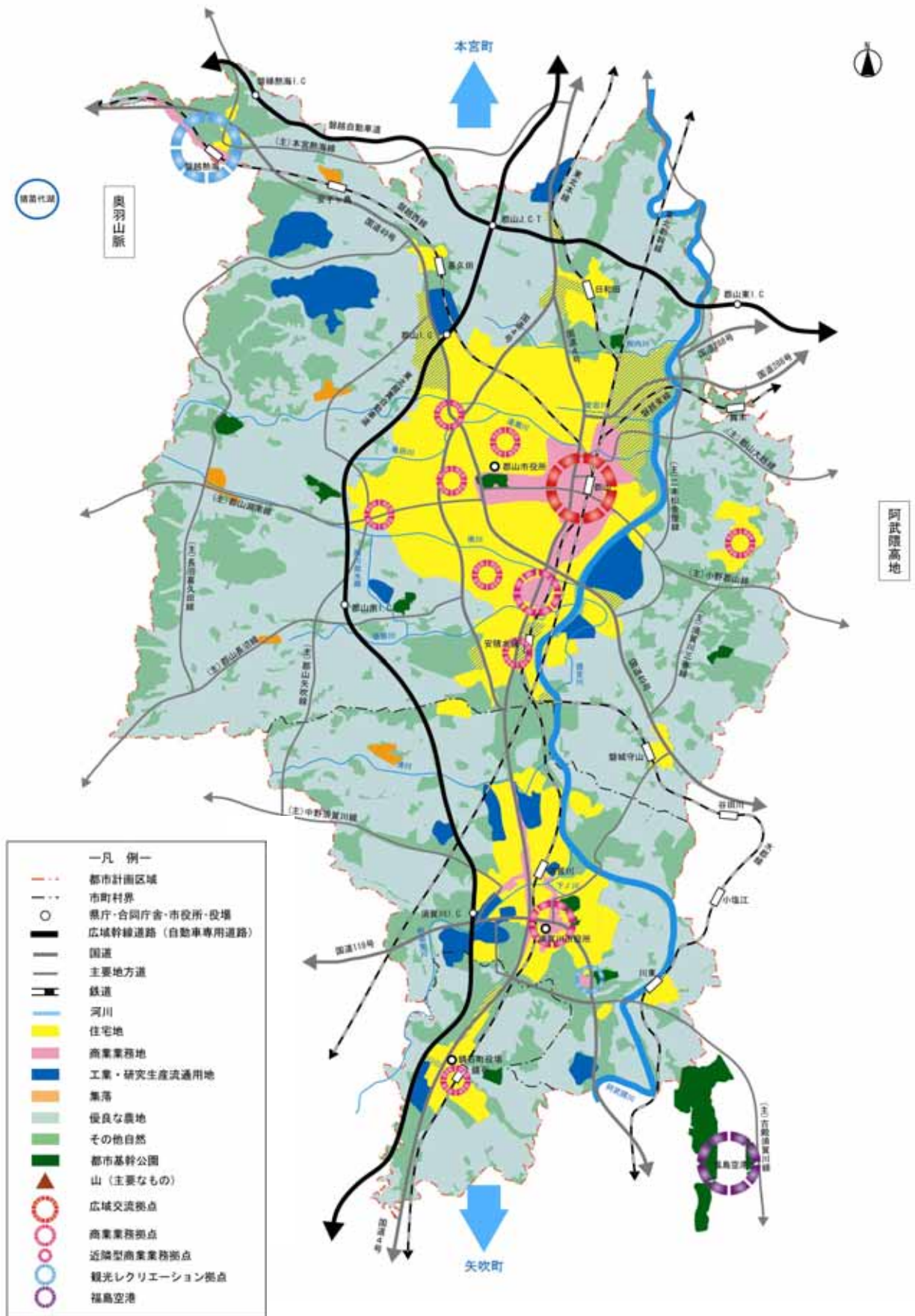
地域の中心的な集落で、行政センター、小中学校などの基礎的な公共公益施設や日常生活に関わるサービス機能、商店街などが集まっている地区を地区中心集落と位置付け、生活拠点の形成、生活支援サービス機能の確保などに努める。

さらに、その他の集落地も含め、開発と保全の区分を明確にしながら、田園居住地と営農環境の調和を図ることを基本とし、集落の存続、及び良好な周辺環境形成の観点から、必要な基盤整備を行うことにより、豊かに住み続けることができるよう、集落環境の形成に努める。

また、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用の誘導を図るために、地区計画など土地利用の規制・誘導方策の導入を検討する。

今後、土地区画整理事業などにより住宅系市街地整備の見通しのある区域である郡山市富久山町福原地区及び安積町成田地区については、住宅需要の見通し、開発による周辺環境への影響評価や開発の確実性などを総合的に判断し、市街化区域の編入を検討する。

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



土地利用方針図（参考）

## 5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### 基本方針

##### ア . 道路・交通結節点

都市圏を越える広域的な交流を支える高速交通体系として、東北縦貫自動車道及び磐越自動車道を位置付け、その整備充実を促進する。特に磐越自動車道については、4車線化を促進する。

幹線道路は、広域通過交通と地域内交通を分離するとともに、都市内に集中発生する交通の円滑な処理を図るため、郡山都市圏パーソントリップ調査に基き策定されたマスタープラン道路網「外郭環状8方射構想」に沿って道路網の整備を推進する。

特に、一般国道4号あさか野バイパス、一般国道118号、一般国道288号、(主)郡山湖南線の広域幹線道路網の整備を推進する。

さらに、地区交通を処理し、高速道路インターチェンジ及び広域幹線道路と市街地の連結、速達性を強化するため東西方向の格子状道路網、環状道路網などの都市内骨格道路網の整備を推進する。また、社会情勢などの変化に応じ都市交通のマスタープランの見直し検討のため、必要に応じ都市交通調査などの実施を検討する。

道路整備にあたっては、道路が地域の防災性の向上に果たす役割についても十分配慮することとする。また、交通量の多い幹線道路の沿道では、自動車交通に伴う騒音や排出ガスなどによる沿道環境への影響を緩和するための施策の推進を図る。

歩行者空間については、高齢化の進展に対応し、歩行者空間の充実やユニバーサルデザインなどを推進する。また、中心部の商業業務地においては、県中地域生活圏の中心都市にふさわしい景観形成に努める。

交通結節点については、円滑に交通が処理されるように、必要な規模の確保に努める。また、都市の玄関口として、機能的かつ都市景観に配慮した整備を行う。

鉄道やバスなどの公共交通については、高齢化社会への対応、自然環境への負荷の軽減などに配慮するとともに、新駅の設置やダイヤ改正などによる既存公共交通の利用環境の向上などによって、公共交通機関の拡充を図り、交通渋滞の緩和、移動手段の多様化を推進する。

##### イ . 駐車場・駐輪場

中心市街地の慢性的な交通渋滞の解消や安心して買い物ができる環境の整備、また、その他の都市機能の効率化を図るため、駐車場整備地区の指定と公共駐車場の整備、駐車場附置義務条例の制定と民間駐車場の整備誘導などにより、駐車場の整備に努める。

また、市街地の駐輪場需要に対応するため、駐輪場の整備を推進するものとする。

##### ウ . 自動車ターミナル

高速交通体系を活用した、流通業務機能の集積を図るため、トラックターミナルを位置付け、整備充実を図る。

## 主要な施設の配置の方針

### ア．道路・交通結節点

高速交通体系としては、南北方向に東北縦貫自動車道を、東西方向に磐越自動車道を配置する。

幹線道路網は、「外郭環状8方射構想」に基づき、(仮)東部広域幹線、一般国道4号あさか野バイパスなど市街地を取り囲む外郭環状道路を配置する。さらに、放射状に一般国道4号、一般国道49号、一般国道118号、一般国道288号、(仮)中央幹線、(主)郡山湖南線など、他の地域と連絡する8路線を配置する。都市内は、東西方向のラダーパターンに道路を配置する。

歩行者の多い路線については、歩行者の安全性及び快適性の向上を図るため、歩行者空間の確保を図る。また、中心部の商業業務地においては、県中地域生活圏の中心都市にふさわしい、魅力ある歩行者空間を配置する。

交通結節点としては、JR郡山駅(西口、東口)、磐梯熱海駅、安積永盛駅、須賀川駅、鏡石駅に駅前広場を配置する。

### イ．駐車場・駐輪場

中心市街地への駐車場の配置を促進する。また、駅前広場、及び商業業務地に駐輪場を配置する。

### ウ．自動車ターミナル

東北縦貫自動車道のインターチェンジ周辺に、トラックターミナルを配置する。

## 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町村名	路線名	備考	市町村名	路線名	備考
郡山市	(都)西部幹線	一般国道4号 あさか野バイパス	須賀川市	(都)東部環状線	
	(都)郡山インター線			(都)丸田翠ヶ丘線	
	(都)内環状線			(都)関下一里坦線	
	(都)駅前大町線			(都)大町浜尾線	
	(都)東部幹線			(都)北向狐石線	
	(都)長者町橋郎治線			(都)須賀川駅並木町線	(-)須賀川二本松線
	(都)日和田1号線			(都)栄町一里坦線	(-)須賀川二本松線
	(都)諏訪前西ノ山線			鏡石町	(都)東町鳥見山公園線
	(都)日和田2号線		(都)成田鏡田線		
	(都)荒井郡山線	(-)荒井郡山線	(都)国道4号線		一般国道4号
	(都)富田東2号線		(都)前山境線		
	(都)富田東3号線		(都)旭町羽鳥線		
	(都)郡山南中央線				
	(都)日の出通り線				
	(都)郡山駅庚坦原線				
	(都)大町横塚線				
(都)駅前境橋線					

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 2) 下水道および河川

### 基本方針

#### ア．下水道の整備の方針

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域全域及び一部周辺部における公共下水道整備を目標に、阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）の計画を基本に下水道施設の整備を推進し、生活環境の改善、水質の保全、水環境の回復に資するとともに、汚泥の有効活用を図り、水と緑に囲まれた良好な都市環境の形成に努める。

また、合流式下水道区域における雨天時の対策として、郡山市浄化センターを含めた合流式下水道の改善を図る。

集落部にあっては、生活排水による水質汚濁を防止するため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽など効率的な施設の導入を図り、これら施設と有機的に整合された污水対策事業として整備を推進する。

雨水や下水処理水などを新たな資源としてとらえ、公共施設での活用や水辺空間における親水化を進め、事業所や家庭における雨水流出抑制施設の整備を促進し、流域一体となった良好な水循環の維持・回復を図る。

#### イ．河川の整備の方針

河川は住民の生活環境と密接な関わりをもち、環境・景観・防災上非常に重要な役割を有していることから、次の方針により整備を推進する。

水と緑のオープンスペースとして生活の中のうるおいの場でもあることから、環境機能として、水質の改善、河道の整備、保水・遊水機能の向上に努め、総合的な治水計画との整合を図りながら、河川改修の促進に努める。

集中豪雨などによる洪水や市街化に伴う流出量の増大に対応し、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、都市下水と、公共下水道、防災調節池の整備と合わせ、準用河川や普通河川といった中小都市河川の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、雨水の一時貯留や地下浸透など、総合的な治水対策を推進する。

都市部におけるうるおいづくりに向けて、河川の性格に合わせ、河川空間に緑地帯を親水空間として整備するとともに、災害時の避難路として活用することとし、都市の安全性の向上を図る。

## 主要な施設の配置方針

### ア．下水道

#### ａ．管渠

道路、その他の公共施設の整備状況を勘案し、また、他事業との整合を図りながら排水区域からの下水を確実にかつ効率的に集め、排水するよう配置する。

#### ｂ．排水区域

市街化区域全域及び一部周辺の地域に公共下水道の整備を行う。市街化調整区域については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置などとの役割分担により、下水道施設の普及率の向上を図る。

#### ｃ．処理場

排水区域から排除される下水水量に対して必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地利用の状況を勘案し、周辺環境との調和が図られるように配置する。また、施設の敷地は、増設などに必要な土地を確保するよう努める。

#### ｄ．ポンプ場

下水の流下の確保が図られるよう、周辺環境に配慮して定めることとする。

### イ．河川

集中豪雨等による洪水や市街化に伴う流出量の増大に対応するため、一級河川阿武隈川、藤田川、逢瀬川、笹原川、釈迦堂川、滑川などの未改修区間の整備を推進するとともに、親水空間の整備を図る。

## 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

### ア．下水道

種 別		名 称
流域下水道		阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）
公共下水道	流域関連	郡山公共下水道
		須賀川公共下水道
		鏡石公共下水道
	単独	

### イ．河川

種 別	名 称
一級河川	阿武隈川、逢瀬川、南川、藤田川、釈迦堂川、滑川、谷田川、桜川、鈴川、笹原川
準用河川	照内川、亀田川、愛宕川、徳定川、古川池、下の川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

#### ア. 低層型住宅地の整備方針

市街化区域縁辺部などの農地や未利用地などが多く分布する地区を、緑や水辺空間などが整備されたゆとりとうるおいのある低層住宅を中心とした住宅地として整備するために、土地区画整理事業などを導入し、一体的に道路や公園などの都市基盤の整備を行うこととする。

また、地域の個性を活かしたより質の高い住宅地を形成するために、地区計画などにより、建物の形態や土地利用に対する規制・誘導を行う。

#### イ. 中心商業業務地の整備方針

JR 郡山駅周辺地区は、商業機能の強化を図るとともに、居住機能・公共公益機能・交流機能などの都市機能を整備するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業などを導入し、魅力ある広域商業拠点地区の形成を図る。

また、郡山市の JR 操作場跡地は、郡山南拠点としてビッグパレットふくしまを核とする拠点の形成が進んでおり、今後も土地区画整理事業及び地区計画の推進により、JR 郡山駅周辺地区を補完する副次拠点としての形成を図る。

須賀川市の諏訪町地区は古くから商店街を形成してきた地区であり、街路が十分に整備されておらず密集市街地となっていることから、区画整理事業により、魅力ある商店街を形成するとともに、安全性の高い居住環境の形成を図る。

また、須賀川駅前地区は東北本線の開通に合わせて形成された商店街であるが、起伏した地形上に古い住宅が密集していたことから、須賀川市の表玄関にふさわしい市街地の形成を図る。

### 2) 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な地区については、次のとおりとする。

市町村名	種別	地区名	備考
郡山市	区画整理事業	八山田第二	低層型住宅地
		富田東	
		御前南	
		日和田	
		富田第二	
		徳定	
		伊賀河原	
		喜久田東原	
		片平中ノ目	
	市街地再開発事業	郡山南拠点 (仮称) 大町	商業業務地
(仮称) 郡山駅前一丁目			
その他	東部ニュータウン第五	低層型住宅地	
	東部ニュータウン第八		
須賀川市	区画整理事業	下宿	低層型住宅地
		山寺	
		諏訪町	商業業務地
		須賀川駅前	
鏡石町	区画整理事業	境	低層型住宅地
		鏡石駅東第一	

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

#### 公園緑地整備の基本的方針

本区域は福島県の中央に位置し、郡山市、須賀川市、鏡石町の2市1町で構成されており、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた盆地状の地形を呈し、その中央を阿武隈川が南北に貫流している。

また、松尾芭蕉とゆかりの深い寺社、奥の細道や旧奥州街道の松並木の他に地元語り継がれている伝説ゆかりの地、史跡、遺跡、文化財などが数多く分布し、歴史的及び文化的資源に恵まれている。

さらに本区域は、郡山市を中心に県中地域生活圏及び中通り地域における産業、文化、交通などの中核的な役割を担っている。

このような特性を踏まえ、郷土の歴史、文化、水と緑などを活かし、文化活動及びスポーツ・レクリエーション活動による健康づくりの場の創造と緑豊かな都市環境の形成、さらに水や緑、歴史・文化にふれあえる「水と緑がきらめくシンボル軸」の形成に努めることを基本とする。

#### 自然環境保全の方針

本区域の東部及び西部の山地丘陵部の樹林地は、その優れた自然環境の保全に努めることを基本とする。さらに、土砂流出・崩壊防止などの機能を有する緑地として、熱海地区北側の丘陵地、高倉地区の丘陵地などの市街地に近接する砂防指定地や急傾斜地などの樹林地を保全する。

さらに郡山市西部の浄土松周辺は自然環境保全法における特別地区に指定されるとともに、風致公園として整備し優れた自然環境の保全に努めており、今後も引き続き優れた自然環境の保全に努める。

阿武隈川をはじめとする河川、そして本区域内に点在する湖沼・ため池などの水辺空間は野生生物の豊かな生息空間を形成することから、水質の改善を図りながら、自然環境の保全・再生に努める。

開成山公園、翠ヶ丘公園、県林業研究センター、高倉山などのまとった緑地は、市街地にゆとりと潤いを与える空間を形成していることから、今後もまとまりのある緑地空間の機能の保全を図る。

#### 景観形成の方針

安達太良山や額取山、宇津峰山など市街地の西側及び東側の丘陵地は、緑に囲まれた都市を演出する重要な景観要素であることから、その保全に努める。また、市街地内の公園などにそれらの山並みを鑑賞できる場所を整備する。

旧奥州街道松並木など、本区域の歴史を今に伝える歴史的な場所については、その歴史的・文化的資源を活かした景観形成を行う。

郡山駅前をはじめとする中心商業業務地については、道路、広場、公園などの整備において、地域の個性を活かした景観形成に努める。

また、必要に応じ建築物などの高さ制限などにより、良好な都市景観の維持、形成を図ることを基本とする。

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### 環境保全システムの配置方針

#### ア．河川緑地空間の配置方針

阿武隈川、五百川、藤田川、逢瀬川、笹原川、釈迦堂川などの河川では、市街地の大気押し流す風の道として、また、これらの河川等や南川、浜尾遊水地などは、野生生物の生息の場として生態系のネットワークを形成する軸となっていることから、人と自然が共生する河川環境の保全整備を図る。

また、須賀川市の宇津峰山及び東山一帯の阿武隈地域は、優れた自然環境と景観を有していることから、保全緑地としてこれら恵まれた自然環境の保全を図ることとする。

須賀川市北西部及び鏡石町などの優良な農地については、農業の生産性に加え、良好な田園景観や二次的な自然などとしての多様な価値に着目し、その保全に努める。

#### イ．ため池の保全整備

宝沢沼、芳賀池、善宝池、荒池など市街地内に点在するため池は、野生生物の豊かな生息空間を形成することから、水質の改善を図りながら、自然環境の保全整備を図る。

#### ウ．まとまりのある緑地空間の保全整備

開成山公園、翠ヶ丘公園、県林業研究センター、高倉山などのまとまった緑地は、市街地にうるおいを与え、また野生生物の生息空間を形成していることから、今後もまとまりのある緑地空間の機能の保全を図る。

また、都市公園、公共施設などでは、市民に身近な緑の空間として、高木を含んだ多様な緑化を推進し、うるおいのある市街地環境の形成を図る。

さらに、市街地内に残る斜面林、社寺林、既存樹林地などの高木を含む緑地は、野鳥の休息・移動空間などの生態系を支える緑地として保全整備を図る。

#### エ．生態系の維持に寄与する拠点的な緑地の保全整備

多様な野鳥の生息が確認されている五百淵、古川池、豊田貯水池などの水辺空間では、市街地における生態系を維持する拠点的な緑地として、樹林地、葦原、草地、水辺地などの多様な自然環境の保全整備を図る。



旧奥州街道松並木



翠ヶ丘公園（須賀川市）

## レクリエーションシステムの配置方針

### ア．身近なレクリエーション空間としての整備

身近なレクリエーションの場として、市街地における人口動向や既存公園の誘致圏域を踏まえ、近隣公園、街区公園など、住区レベルでの緑の空間を配置する。また、日常の健康増進、人とのふれあい憩いの場として活用される地区公園など、地域レベルでの緑の空間を配置する。さらに、市街化調整区域に点在する集落についても、日常的なレクリエーション空間の創出を図る。

中央工業団地、西部工業団地、郡山インターチェンジ周辺などの工業系の土地利用に特化している地域では、就業者の憩いの場となるよう、施設需要に配慮した緑の空間を配置する。

また、郡山駅西口などの商業系の土地利用に特化している地域では、買い物客などの憩いの場となるよう、広場公園やポケットパークを配置する。

身近なレクリエーション空間への連絡路となる緑道や、緑豊かな歩行者空間を配置するとともに、市街地に残る樹林地などは、周辺住民の散策の場などとして保全していく。

また、市街地内に残されているため池は、野鳥など野生生物の生態観察の場などとして、その自然の多様性の保全に努める。

### イ．特色あるレクリエーション空間の整備

開成山公園は、郡山市の象徴となる主要な総合公園であり、市民の憩いの場として更に各種イベントの開催の場として整備を図る。

大安場古墳は、風土記の丘公園と連携した歴史を学ぶ文化レクリエーション空間として整備を図る。

開成山公園、麓山公園、酒蓋公園などの市街地に位置する大規模公園を緑地や水路などで連絡し、郡山市の緑を感じることができるよう一体的なレクリエーションゾーンを創出する。

市街地を貫流する中小河川は、改修整備と合わせて水辺の学校プロジェクト等を活用し、身近な自然と親しめる散策道、親水性のある緑道として整備を図る。また、広大な河川緑地を有する阿武隈川では、災害に対する安全性を確保しつつ、市街地にうるおいをもたらす空間として、市街地部分との結節点における拠点的亲水空間の配置や、河川敷地を活用し、既存の阿武隈川サイクリングロードを用いた広域的な親水レクリエーション空間を形成する。

須賀川市上人壇・岩瀬森地区の上人壇廃寺跡は国指定の史跡であり、郷土の歴史と親しむ憩いの場として整備を図る。

鏡石町の鳥見山公園においても、総合的なレクリエーションの場に加えて、地域の歴史的背景を持つ拠点としての整備を進める。

### ウ．広域レクリエーションの拠点の整備

遊園地、プール、カルチャーセンターなど多様なレクリエーション機能を有する郡山カルチャーパークは、広域レクリエーション拠点と位置付け、今後も施設の維持に努める。

また、須賀川市の観光拠点である牡丹園に近接する花岡地区についても、広域レクリエーション拠点と位置付け、牡丹園を補完する観光施設と利用者ニーズに対応した複合施設などの整備を図る。

さらに、福島空港と一体的に整備されている福島空港公園も、広域レクリエーション拠点と位置付け、整備を推進する。

## 防災システムの配置方針

### ア．避難地・避難路の整備

地震、火災などの災害時における安全性の確保を図るために、地域防災計画の一環として避難地を確保するものとし、住区基幹公園を一時避難地に位置付ける。

広域避難地としては、開成山公園、21世紀記念公園などの都市基幹公園を位置付け、防災用備蓄倉庫や飲料水の貯水槽など積極的な整備を図る。

また、緑道、サイクリング道を避難路として位置付け整備を図る。さらに、市街地の骨格的な延焼遮断帯、避難路となる防災軸の形成を図るため、連続的な緑道整備及び緑化の推進を図る。

### イ．自然災害への対応

土砂流出・崩壊防止などの機能を有する緑地として、熱海地区北側の丘陵地、高倉地区の丘陵地などの市街地に近接する土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所の樹林地を保全する。

市街地内の中小河川は、水害対策の一環として改修整備を推進中であるが、河川改修と一体となって環境護岸、親水テラス、河畔の緑化などの整備を行い、水害に強い安全で快適な河川整備を行う。

### ウ．都市災害への対応

東北縦貫自動車道沿いなどの交通量が多い道路沿道については、緩衝緑地の設置など、交通に起因する騒音、振動の対策を検討する。また、久来石地区、東屋敷地区、狐石地区などの緑地の保全を図る。

騒音、振動の発生源となる工業団地や工業地域、工業専用地域においては、工場立地法に基づく積極的な工場緑化の推進を図る。また、新規に工場誘致ゾーンとして開発される地区においては、工場の緑化の推進、公園の整備、外周緑地の保全などを行う。

## 景観構成システムの配置方針

### ア．市街地の背景となる緑地の保全整備

市街地の背景となる郡山西部地区、熱海地区、高倉地区の丘陵樹林地、阿武隈川及び釈迦堂川沿いの丘陵地などの樹林地は、緑豊かな山並みを形成しており積極的な保全に努める。

### イ．歴史的風土、文化資源と一体となって市民に親しまれている緑地の保全

「ふくしま緑の百景」にも選ばれ、地元住民に親しまれ心象風景を構成している田村神社、鹿島神社、菅船神社及び鹿島神社の鎮守の森、旧奥州街道の松並木、翠ヶ丘公園、旭ヶ岡公園などは、今後も身近な緑の空間として、その保全に努める。また、国指定名勝「須賀川牡丹園」など文化的資源についても、今後も積極的な保全整備に努める。

### ウ．ランドマークやシンボルとなる緑地の保全整備

開成山の一本松、菅船神社及び鹿島神社の鎮守の森、稲荷神社の中丸桜、古寺山の松並木、和田大仏のヒノキ、西川の種まき桜、太郎マツ、長松院のイチヨウ、十念寺のキャラボクなどは県の「緑の文化財」に指定され、地域住民に親しまれており、今後もランドマークやシンボルとなる緑地として積極的な保全整備を図る。

## エ．郷土景観を構成する緑地の保全整備

本区域を南北に流れる阿武隈川と流域の河岸段丘の緑や、市街地内を貫流する中小都市河川及び市街地やその周辺に数多く分布する湖沼池と一体となった緑地は、水と緑が調和した郷土景観を構成しているため、積極的な保全に努める。

## オ．良好な都市景観の保全整備

季節感のある緑豊かな公園、緑道や主要道路の積極的な街路樹整備を行う。また、屋外広告物の適正な誘導に努める。

都心において街角や交差点、ショッピングモール、駅前広場などの整備を図り、魅力ある都市空間を創出する。

住宅地においては、緑化協定や地区計画などにより、生垣やシンボル樹の導入、屋敷林の保全などにより良好な居住環境を創造する。

必要に応じて、建物などの高さ制限などにより、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、形成に努める。

## 総合的な緑地の配置方針

市街地形成の骨格を担っている緑地として阿武隈川とその支流の逢瀬川、笹原川及び釈迦堂川を緑地の軸として保全に努める。さらに、日常生活上密接な関わり合いのある緑地として、荒池地区、熱海地区、西川地区、翠ヶ丘地区及び鏡石地区、また市街地の背景となる緑地として、高倉地区及び曲木沢地区の樹林地を保全する。

郡山市においては、開成山公園をはじめ、21世紀記念公園、郡山カルチャーパーク、平成記念郡山こどものもり公園などの都市基幹公園をレクリエーションの拠点として整備することにより、緑の空間形成を図る。また、阿武隈川、逢瀬川などの河岸の区域に親水空間として緑地を配置する。

須賀川市においては翠ヶ丘公園を中心として牡丹台公園、山寺公園及び旭ヶ岡公園などを整備し、これらを緑道により結び、公園緑地のネットワークを構成させる。また、将来的な墓地の需要に適切に対応するための、墓地公園を整備する。

鏡石町においては、歴史的背景を持つ鳥見山公園を拠点とし、地域開発に寄与した水路跡地を緑道に利用し、市街地と連結させる。

さらに、良好な都市景観の保全整備として都心部において街角や交差点、ショッピングモール、駅前広場などの整備を図り印象度の高い都市空間を創造する。

住宅地においては、緑化協定や地区計画などにより良好な居住環境を創造する。

また、風致地区の指定や地区計画の策定などにより、今後も都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図ることとする。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

#### 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

都市公園施設として整備すべき緑地については、概ね以下の配置基準に従って整備を進めるものとする。

地区の区別	指定方針の概要
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。(従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度設置)
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。(従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置)
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏域内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。(従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置)
総合公園	総合公園として、開成山公園、大槻公園、逢瀬公園、郡山カルチャーパーク、平成記念郡山こどものもり公園、大安場史跡公園、翠ヶ丘公園、鳥見山公園の8箇所の確保を図る。
その他の公園 緑地など	風致公園として、五百淵公園、浄土松公園、新池公園の3箇所の確保を図る。
	特殊公園として、風土記の丘公園の1箇所の確保を図る。
	運動公園として、牡丹台公園の1箇所の確保を図る。
	広域公園として、福島空港公園の1箇所の確保を図る。
	運動場として、熱海運動場、ふるさとの森スポーツパーク、釈迦堂川河畔多目的広場の3箇所の確保を図る。
	墓園として、東山霊園、須賀川市墓地公園の2箇所の確保を図る。

#### 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針の概要

良好な自然的環境の保全などを図るため、緑地保全地区などの指定を以下のように進めるものとする。

地区の区別	指定方針の概要
風致地区	郡山市の五百淵風致地区、開成山風致地区、荒池酒蓋風致地区、善宝池風致地区の4箇所を保全する。
緑地保全地区	市街化区域内及び市街化区域に隣接する特に優れた自然環境を有する箇所の保全を図るため、指定を検討する。

### 4) 主要な緑地の確保目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

市町村名	種別	名称
郡山市	総合公園	大安場史跡公園
須賀川市	広域公園	福島空港公園
	総合公園	翠ヶ丘公園
	地区公園	山寺公園
鏡石町	総合公園	鳥見山公園
	街区公園他	駅周辺・境地区(緑化重点地区)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。